# 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出日】 平成25年6月26日

【報告者の名称】 株式会社メディアクリエイト

【報告者の所在地】 静岡県沼津市筒井町4番地の2

【最寄りの連絡場所】 静岡県沼津市筒井町4番地の2

【電話番号】 055-929-8560

【事務連絡者氏名】 取締役 栗原浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社メディアクリエイト

(静岡県沼津市筒井町4番地の2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社メディアクリエイトをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エクシングをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和 と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条 第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社エクシング

所在地 愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番8号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

- 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】
  - (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年6月25日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する本公開買付けの実施について、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、この度、平成25年6月25日の取締役会において、当社の発行済普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)の全て(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得し、公開買付者の完全子会社とすることを目的として、公開買付けを実施することを決議したとのことです。なお、本書提出日現在、公開買付者と当社との間に資本関係はございません。

本公開買付けにおいては、当社普通株式の全部を取得することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定していないとのことです。他方、本公開買付けにおいては、3,432,000株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,432,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行いますが、当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,432,000株)に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。買付予定数の下限は、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合が3分の2を上回る水準となるよう設定されており、当社が平成25年4月12日に提出した「第15期第3四半期報告書」(以下「第15期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成25年2月28日現在の発行済株式総数(5,153,700株)から、当社が平成25年4月5日に公表した「平成25年5月期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成25年2月28日現在の自己株式数(6,098株)を控除した株式数(5,147,602株)に係る議決権数(5,147個)に3分の2を乗じて得た数(3,432個(1個未満切り上げ))に相当する株式数(3,432,000株)としているとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の筆頭株主であり、かつ代表取締役社長を務める加藤博彦(所有株式数:1,340,523株(当社の役員持株会における加藤博彦の持分に相当する株式の数523株(小数点以下切捨て)を含みます。)、第 15期第 3 四半期報告書に記載された平成25年 2 月28日現在の発行済株式総数(5,153,700株)に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。):26.01%)との間で、平成25年 6 月25日付で公開買付けの応募に関する合意書を締結し、その保有する当社普通株式1,340,000株の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、当社の役員持株会における加藤博彦の持分に相当する当社普通株式523株の全てについて役員持株会をして本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。また、公開買付者は、加藤博彦の配偶者であり当社の第二位株主である加藤恭枝氏(所有株式数:390,000株、所有割合:7.57%)、いずれも加藤博彦の子であり当社の第七位株主である北澤晶子氏(所有株式数:130,000株、所有割合:2.52%)、加藤智大氏(所有株式数:130,000株、所有割合:2.52%)、との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書をそれぞれ締結し、それぞれが保有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。上記の各合意書の内容につきましては、下記「(7)公開買付者と当社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにより公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる 二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け後に、当社に対し、当社の株主を公開買付者のみと するための手続(以下「本スクイーズアウト手続」といい、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。)の実施を要請する予定とのことです。

# 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は公開買付者より、公開買付者が本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、ブラザー工業株式会社(以下「ブラザー工業」といいます。)の連結子会社です。平成4年5月に、ブラザー工業、株式会社インテック、及びブラザー販売株式会社(平成11年4月にブラザー工業に吸収合併。)の3社により通信カラオケ「JOYSOUND」を企画・開発する会社として設立されました。当時、パッケージ型が全盛のカラオケ業界において、公開買付者は、通信回線を利用して音楽データを配信するという業界初の全く新しいコンセプトの通信カラオケを発売し、「カラオケブーム」の火付け役となり、その後も新たな商品やサービスを通じて、市場の拡大を牽引してきました。一方、平成11年には、携帯電話向けのダウンロードサービスでは初めてとなる着信メロディサービスを開始し、「ポケメロ」の愛称とともに、モバイル分野におけるコンテンツサービス拡大の一翼を担いました。その後も、スマートフォンへの展開などを通じて、モバイル向けの多様なコンテンツサービスを展開しています。また、公開買付者は、平成18年には、SNSサービスの台頭を見据え、カラオケ店舗とパソコン、携帯電話を結びつけたカラオケコミュニティ「うたスキ」サービスを開始、平成20年からは本格的な家庭用ゲーム機向けカラオケソフト「カラオケJOYSOUND Wii」を提供し、さらに平成21年からは親会社であるブラザー工業の技術開発力と公開買付者の持つコンテンツ、企画開発力を活用して新規事業開発を積極的に展開するなど、常に新しい「JOY!!!(楽しさ!喜び!安らぎ!)」を提案し、新たな市場の創造を目指して事業を展開してまいりました。現在は完全子会社である株式会社スタンダード(以下「スタンダード」といいます。)を通じてカラオケ店舗、飲食店舗の全国展開も行っております。

また、公開買付者は、平成18年にはビクターレジャーシステム株式会社と株式会社タイトーよりそれぞれ通信カラオケ事業を譲り受け、平成22年1月には「UGA」ブランドで展開する通信カラオケ事業大手の株式会社BMB(以下「BMB」といいます。)の全株式を株式会社USENより譲り受け、同年7月にはBMBを吸収合併するなど、積極的なM&Aにより事業規模を拡大しております。

公開買付者グループは、今後も変革と挑戦を続け、「いつでも、どこでも、誰とでも楽しめる音楽エンタテイメントを世界に 広げる」ことを目指し、未来につながるサービスの充実に取り組む方針とのことです。

一方、当社は、カラオケルームの運営を行う会社として平成10年7月に設立されました。平成11年12月にはマルチメディアカフェの店舗運営に参入し、平成17年8月には東京証券取引所マザーズ市場への上場を果たしました。

当社は、経営方針として、「お客様へのサービスを通じて、「快適な時間と空間」を提供し、社会に貢献できるエクセレントカンパニーを目指します」を掲げ、マルチメディアネットカフェ「ゆう遊空間」と、カラオケ「メガトン」の2業態を事業の柱として経営を行っております。

マルチメディアカフェ事業では、静岡県及び神奈川県を中心にドミナント方式で直営店舗を出店しつつ、同時にフランチャイズ方式で全国展開を図り、現在37店舗を展開しております。大型店舗での出店を基本とし、コミック、インターネットといったサービスの提供に加え、ビリヤードやダーツといった室内スポーツも提供しており、近年ではカラオケルーム併設による複合店化を推進してまいりました。カラオケ事業においては、高い稼働率を誇る中型店舗を静岡県及び神奈川県を中心に13店舗展開しており、地元密着型の店舗運営において長年のノウハウ蓄積をしてまいりました。

かかる事業運営の中、当社が主力事業としているマルチメディアカフェ事業の業界は、市場が成熟期を迎え、店舗数の増加による競争激化に加え、各社店舗の選別が進み、業界再編成へ向けた動きも活発化しております。このような環境下において、当社は、「お客様第一主義」「事業構造の変革」を基本方針とし、店舗における「快適な時間と空間」を提供することに注力するとともに、各種改装、設備投資を推進してまいりました。最近においては、収益構造の改善を図ることを最優先課題とし、売上高の増加を目的に、遊戯機器のバージョンアップを積極的に推進するなど、お客様単価の上昇を図る施策や、お客様数の増加を図るための各種販売促進施策を進めてまいりました。当社は、これらの施策は一定の効果を上げているものと判断しておりますが、まだ途上であり収益構造の改善には至っておりません。

このような中、当社は、経済情勢の悪化や競争環境の悪化に伴う顧客数の減少が主な要因となり、平成22年5月期より3期連続で営業利益が赤字となっており、平成24年10月より、当社単独での黒字化への取組みと同時に、他社との資本提携や業務提携及び経営統合等の検討を進めてまいりました。

当社及び公開買付者は、平成25年3月下旬、両社の相乗効果の発揮を意図した資本及び事業の経営統合に関する施策に係る協議を開始いたしました。当該協議を踏まえ、当社及び公開買付者は、当社が展開をしておりますカラオケ店舗事業と、公開買付者の子会社であるスタンダードが運営しておりますカラオケ店舗事業は、地域の重複も少なく、運営形態も類似しているため、統合によるカラオケ店舗の規模の拡大が図れるものと考えました。また、当社が運営しているマルチメディアカフェ事業におきましては、その主要サービスとしてカラオケの導入が図られており、公開買付者の有するカラオケ機器ノウハウが大きく寄与するものと判断いたしました。その他、公開買付者の有するコンテンツを当社のマルチメディアカフェ事業において有効に利用できる可能性があると判断いたしました。その結果、当社は、上記のとおり、当社及び公開買付者が事業を相互に補完しながら一体的運営を行い、ノウハウの共有やスケールメリットを活かすことにより、両社の企業価値の向上が期待できると考えるに至りました。また、一方で、両社の企業価値の最大化を図るためには、このような一体的な事業運営を共通の事業戦略のもとで行い、双方の経営資源の統合的かつ効果的な活用を可能とすることが重要であり、そのために最適な資本関係を形成する等の観点から、当社を公開買付者の完全子会社とする方策が最良であるとの判断により、平成25年4月上旬に、当社は、公開買付者との間で、本公開買付け及びその後の完全子会社化の具体的な条件に係る協議・交渉を開始いたしました。

その後、公開買付者による当社に対するデュー・ディリジェンスを経て、当社及び公開買付者が更に十分な検討を行いました。また、当社としても、公開買付者の完全子会社となることにより、当社が上場廃止となった場合には、知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場会社としての利益は享受できなくなるものの、上場維持コストの負担軽減や管理コストの減少、並びに公開買付者との経営統合により当社の得ることのできる利益が、上場廃止となることによる不利益よりも大きいと判断いたしました。その結果、当社といたしましては、公開買付者の完全子会社となることで事業経営の相乗効果を発揮し、ノウハウの共有やスケールメリットを活かすことにより、企業価値の最大化を図ることにより、当社の成長発展が実現されるとの結論に至りました。

当社は、公開買付者の完全子会社となることで、具体的には以下のようなシナジー効果を想定しております。

店舗事業における飲食関連の仕入について、スケールメリットを活かした原価の低減

当社のカラオケルーム及びマルチメディアカフェにおける公開買付者カラオケ機器の設置の拡大と、それによる店舗価値及びお客様満足度の向上

当社のドミナントエリアである静岡県・神奈川県・愛知県地域における公開買付者グループのプレゼンス向上により、 当該地域における業務用カラオケの顧客への公開買付者製品の販売拡大と公開買付者ブランドの浸透、当社の地域シェアの拡大

地元に密着した当社のネットワークに加え、公開買付者のブランド力、信用力を活用した新規出店機会の拡大 当社が持つアミューズメント店舗運営のノウハウ移植による公開買付者グループのカラオケ店舗の価値向上及び店舗の

共同開発

会員向けサービスの共通化による顧客利便性の向上と新規サービスの共同開発

以上のように、当社と公開買付者が経営資源を一体的に共有・活用することにより、当社の更なる企業価値向上を実現させることができると判断しました。

以上の経緯の下、当社は、平成25年6月25日開催の当社取締役会において、後記「(4) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載した湯浅公認会計士事務所から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載したかなまち法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、公開買付者との経営統合により当社が得ることのできる利益と、当社の知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場維持の意義を総合的に勘案し、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社が公開買付者の完全子会社となって、公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、当社普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていることなどを考慮した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び本公開買付けのその他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、代表取締役社長である加藤博彦は、公開買付者との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、当該取締役会には当社の監査役3名(常勤監査役1名、3名とも社外監査役)全員が出席し、いずれも、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べています。

## (3) 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後、当社を完全子会社化することを予定しておりますが、完全子会社化後においても、当社の主体性を尊重しつつ、オペレーションコストや管理コストの削減等の経営改善策を実施するとともに、公開買付者グループの営業基盤と当社の持つ事業ノウハウをより高いレベルで相互に活用することにより、公開買付者及び当社の企業価値向上を図っていくとのことです。

また、公開買付者は、当社とのシナジーを早期に極大化するため、当社へ取締役3名を派遣する予定であり、当社との間で、当社が、平成25年8月28日に開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、公開買付者の指名する取締役候補者として吉田篤司氏(公開買付者代表取締役社長)、小松英規氏(スタンダード専務取締役)、二宮源和氏(公開買付者経営企画室部長)の3名及び監査役候補者として楠本健也氏(スタンダード監査役)の1名を、本公開買付けの成立を条件として当社の取締役及び監査役に選任する旨の議案を提出すること、及び本定時株主総会後最初に開催される取締役会において、当社の代表取締役社長である加藤博彦を代表取締役社長に選定させるとともに、吉田篤司氏を当社の代表取締役に選定することに合意しております。なお、本公開買付けが成立した場合、加藤博彦は、当面は取締役として継続いたしますが、その後時期をみて退任をする予定です。その場合でも、公開買付者としては、顧問やアドバイザーといった立場から、加藤博彦の培ったノウハウを活かし、引き続き当社ビジネスに対して助言を求めたいと考えているとのことです。上記につきましては、現時点で決定しているものではなく、本公開買付け成立後に、加藤博彦と公開買付者との間で協議・検討してまいります。

## (4) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の筆頭株主であり、かつ代表取締役社長を務める加藤博彦(所有株式数:1,340,523株(当社の役員持株会における加藤博彦の持分に相当する株式の数523株(小数点以下切捨て)を含みます。)、所有割合:26.01%)が公開買付者と公開買付けの応募に関する合意書を締結しており、加藤博彦と当社の少数株主との利害が一致しない可能性があること、また、当社及び公開買付者は、公開買付者が本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、当社の少数株主と利害が一致しない可能性があること等を踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)に当社普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

SMBC日興証券は、当社の経営陣へのインタビュー及び当社に対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から平成25年6月24日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。また、公開買付者の第三者算定機関であるSMBC日興証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとされているとのことです。

市場株価法 94円から106円 類似会社比較法 79円から126円 DCF法 99円から151円

まず市場株価法では、平成25年6月21日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の直近1ヶ月の終値の単純平均値(100円)(小数点以下四捨五入、以下平均株価において同じとします。)、直近3ヶ月の終値の単純平均値(106円)及び直近6ヶ月の終値の単純平均値(94円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を94円から106円までと算定しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を79円から126円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画(注)をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年5月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を99円から151円までと算定しているとのことです。

(注) DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画のうち、平成25年5月期については、当社が平成25年6月25日付で公表した「通期業績予想と実績との差異に関するお知らせ」に記載された今回発表実績に基づいております。 以下、当社の事業計画について同様です。

EDINET提出書類 株式会社メディアクリエイト(E05499) 意見表明報告書

公開買付者は、SMBC日興証券から取得した株式価値算定書を参考にしつつ、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社普通株式の6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、本公開買付けの後に当社普通株式が上場廃止となることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、当社の筆頭株主である加藤博彦との間における価格交渉の結果、当社との協議を踏まえ、最終的に平成25年6月25日の公開買付者取締役会において、本公開買付価格を1株当たり130円と決定したとのことです。

本公開買付価格130円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月24日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値86円に対して51.2%(小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値96円に対して35.4%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値106円に対して22.6%、及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値94円に対して38.3%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格130円は、本書提出日の前営業日である平成25年6月25日の東京証券取引所マザーズ市場における当社 普通株式の終値84円に対して54.8%のプレミアムを加えた価格となります。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としての湯浅公認会計士事務所に対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、湯浅公認会計士事務所は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

湯浅公認会計士事務所は、市場株価平均法、株価倍率法及びDCF法を用いて当社の株式価値算定を行い、当社は湯浅公認会計士事務所から平成25年6月24日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、湯 浅公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 94円から106円 株価倍率法 100円から125円 DCF法 114円から149円

市場株価平均法では、算定基準日を平成25年6月21日として、東京証券取引所マザーズ市場における当社の普通株式の直近1ヶ月間の終値平均値(100円)、直近3ヶ月間の終値平均値(106円)及び直近6ヶ月間の終値平均値(94円)を基に、当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を94円から106円までと算定しております。

株価倍率法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値 を算定し、当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を100円から125円までと算定しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年5月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を114円から149円までと算定しております。

#### 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとしてかなまち法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

### 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役会は、平成25年6月25日開催の取締役会において、湯浅公認会計士事務所から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、かなまち法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、公開買付者との経営統合により当社が得ることのできる利益と、当社の知名度・プランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場維持の意義を総合的に勘案し、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社が公開買付者の完全子会社となって、公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、当社普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていることなどを考慮した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、代表取締役社長である加藤博彦は、公開買付者との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、当該取締役会には当社の監査役3名(常勤監査役1名、3名とも社外監査役)全員が出席し、いずれも、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べています。

# 公開買付け価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

# (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合においては、本公開買付け成立後に以下の方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを所有することになるよう本スクイーズアウト手続を行うことを予定しているとの説明を受けております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社とすること、当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すこと、及び当社の当該株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を平成25年10月を目処として開催することを当社に要請する予定とのことです。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記 の付議議案に対するご承認をいただき、上記 に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は当社に対し、本臨時株主総会と同日に上記 の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(当社が保有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様(当社を除きます。)には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されることになりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。以下同じです。)に相当する当該別個の種類の当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式総数の全部を保有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定とのことです。

公開買付者は、平成25年12月を目処に本スクイーズアウト手続を完了することを企図しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記 の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、公開買付者は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社株式の所有状況等によっては、上記 から の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により本スクイーズアウト手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあるとのことです。ただし、その場合であっても、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表いたします。

なお、本書は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。

### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することを予定しておりますので、株券上場廃止基準に該当し、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。

(7) 公開買付者と当社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 公開買付けの応募に関する合意

公開買付者は、当社の筆頭株主であり、かつ当社の代表取締役社長を務める加藤博彦(所有株式数:1,340,523株(当社の役員持株会における加藤博彦の持分に相当する株式の数523株(小数点以下切捨て)を含みます。)、所有割合:26.01%)との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書を締結し、以下の合意を得ているとのことです。なお、加藤博彦が本公開買付けへの応募義務を負う前提条件はありません。

- ア. 保有する当社の普通株式1,340,000株の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、当社の役員持株会における持分に相当する当社の普通株式523株の全てについて、役員持株会をして本公開買付けに応募させる。
- イ. 当社の取締役会をして、本定時株主総会において、公開買付者の指定する取締役候補者3名及び監査役候補者1名を、本公開買付けの成立を条件として当社の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程させ、本定時株主総会終結後最初に開催される取締役会において、当社の代表取締役社長である加藤博彦を代表取締役社長に選定させるとともに、公開買付者の指定する取締役1名を当社の代表取締役に選定させる。
- ウ. 本定時株主総会における議決権の行使について公開買付者の指示に従ってこれを行う。

また、公開買付者は、加藤博彦の配偶者であり当社の第二位株主である加藤恭枝氏(所有株式数:390,000株、所有割合:7.57%)、いずれも加藤博彦の子であり当社の第七位株主である北澤晶子氏(所有株式数:130,000株、所有割合:2.52%)、加藤智大氏(所有株式数:130,000株、所有割合:2.52%)、及び加藤雅彦氏(所有株式数:130,000株、所有割合:2.52%)との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書をそれぞれ締結し、保有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨、及び本定時株主総会における議決権の行使について公開買付者の指示に従ってこれを行う旨の合意を得ているとのことです。なお、加藤恭枝氏、北澤晶子氏、加藤智大氏及び加藤雅彦氏が本公開買付けへの応募義務を負う前提条件はありません。

#### 当社との合意

当社は、公開買付者との間で、平成25年6月25日に、当社が本定時株主総会において、公開買付者の指名する取締役候補者として吉田篤司氏(公開買付者代表取締役社長)、小松英規氏(スタンダード専務取締役)、二宮源和氏(公開買付者経営企画室部長)の3名及び監査役候補者として楠本健也氏(スタンダード監査役)の1名を、本公開買付けの成立を条件として当社の取締役及び監査役に選任する旨の議案を提出すること、及び本定時株主総会後最初に開催される取締役会において、当社の代表取締役社長である加藤博彦を代表取締役社長に選定させるとともに、吉田篤司氏を当社の代表取締役に選定することに合意しております。

## 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

| 氏名    | 役職      | 所有株式数 | 議決権の数 |
|-------|---------|-------|-------|
|       |         | (千株)  | (個)   |
| 加藤 博彦 | 代表取締役   | 1,340 | 1,340 |
| 斉藤 哲明 | 専務取締役   | 99    | 99    |
| 栗原 浩一 | 取締役管理部長 | 30    | 30    |
| 石川 博  | 監査役     | 16    | 16    |
| 八木 悟  | 監査役     | -     | •     |
| 田嶋 浩充 | 監査役     | -     | -     |
| 計     |         | 1,485 | 1,485 |

- (注1)役職、所有株式数、議決権の数は本書提出日現在のものです。
- (注2)監査役石川博、八木悟及び田嶋浩充は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 該当事項はありません。
- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 該当事項はありません。
- 7 【公開買付者に対する質問】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社メディアクリエイト(E05499) 意見表明報告書

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上